

検察官手持ち証拠の開示につき国賠法上の違法が認められた事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 1 年 5 月 27 日

【事 件 番 号】 平成 24 年（ワ）第 31999 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 原告一部勝訴

【参 照 法 令】 国家賠償法 1 条・4 条、刑事訴訟法 1 条、検察庁法 4 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25563059

事実の概要

1 原告は昭和 42 年 8 月に茨城県内で発生した強盗殺人事件（いわゆる布川事件）について起訴され、有罪判決を受けて約 18 年間服役した後仮釈放となり、再審請求によって平成 22 年に再審が開始され、同 23 年に再審無罪が確定した。なお、被告人は平成 24 年に刑事補償金として 1 億 3,200 万円あまりを受け取っている。

2 原告は、検察官及び警察官による本件捜査、検察官による本件公訴提起、検察官及び警察官の公判における活動並びに検察官の再審請求手続及び再審公判における活動中に違法があったなどと主張して、国並びに茨城県を被告として、連帯して 3 億 4,178 万円等の賠償を求めて平成 24 年に提訴した。

判決の要旨

1 本訴訟の主要な争点は次の通りであった。
①別件で原告を逮捕勾留した捜査が令状主義を潜脱した違法なものか、その後の取調べや本件の逮捕も違法となるか、②警察官による取調べに違法があるか、③検察官による取調べに違法があるか、④代用監獄への移監に関する検察官の同意請求は違法か、⑤証拠の改ざん等の違法があるか、⑥検察官の公訴提起に違法があるか、⑦公判における警察官、検察官の活動に違法があるか、⑧再審請求審及び再審公判における検察官の活動に違法があるかなどである（その他、除斥期間等についての

争点も存在したが本評釈では省略した）。

2 裁判所は、①については、別件の被害額が少額ではなく窃盗余罪もあったことから違法な別件逮捕勾留はなかったとし、逮捕状請求当時、原告らを犯人に結びつける証拠は自白しなかったところ、アリバイ主張がなされていたため裏付け捜査の必要があり、逮捕状請求や勾留請求に違法はなかったとした。③については、検察官に脅迫的、誘導的な取調べがあったとは認められないとして原告の主張を排斥した。④については、検察官が当時、警察官が違法な取調べをしていたことを認識していたことは認められないため検察官の同意請求が裁量を逸脱した違法なものであったとは認められないとした。また、⑤については、捜査報告書の一部が差し替えられたこと等が主張されるがそうした事実は認められないとした。⑥については、原告らに関わる 5 名の目撃証人がいたところ、いずれも虚偽の供述をする動機が存在したとは考えられなかったこと、5 名の供述が大筋で一致していて信用性が認められたこと、原告らの自白も不自然・不合理なものとはいえないことなどから総合的に勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったといえるから本件公訴提起に国賠法上の違法はなかった、とした。

一方、②については、虚偽の事実を原告らに申し向けて取り調べた点は偽計を用いた取調べに該当し違法であると断じ、⑦についても、警察官は取調べ状況を録音したテープの本数について客観的事実に反する証言をしており、それらが単なる

記憶違いによるものとは到底考えられないものであることから故意に虚偽の証言をおこなったものと認められ、かかる行為は違法であるとした。

3 検察官については、刑訴法1条及び検察庁法3条の規定に照らし、検察官は公益の代表者として事案の真相を明らかにする職責を負っているものというべきであるから、検察官の手持ち証拠のうち、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わずに法廷に顕出すべき義務を負うものというべきとし、また、被告人又は弁護人から具体的に開示を請求する証拠が特定された証拠開示の申立てがあったような場合には、その重要性の程度、証拠を開示することによって生じる弊害の内容及び程度等に照らし、開示をしない合理的理由がない場合には、検察官は、その証拠の開示義務を負うものというべき、との規範を示した。

その上で、原告らの弁護人が確定二審において(ア)未提出・未開示の証人の調書やこれらの者に対する捜査報告書等、その他一切の捜査記録、(イ)原告らのアリバイに関する捜査報告書等、(ウ)目撃証人ないし参考人に関する捜査報告書等、(エ)原告らの取調べに関する捜査復命書等の開示を求めていたことに対して、検察官が、開示済みの調書と同趣旨であるから原告らは開示を受ける必要はない、調書が存在しない、関連性・必要性が低い、証拠価値が乏しいので必要がない、などとして開示を拒絶していたことにつき、(ア)(ウ)について違法を認めた。

他方、⑧については、検察官が再審請求審において有罪判決が確定した者の弁護人らによる証拠開示請求に協力すべき職務上の法的義務を負っているとまでは解し難いなどとして、再審請求、再審公判での検察官の活動に違法はないとした。

4 以上により裁判所は国と県に原告に対し、およそ7,600万円の支払いを命じた。

判例の解説

一 意義

本判決は、刑訴法1条及び検察庁法4条を根拠として、検察官は、その公益の代表者としての地位に基づいて、手持ち証拠の中でも裁判の結果

に影響を及ぼす可能性が明らかな証拠について「法廷顕出義務」を負うとし、かかる義務より刑事裁判の被告人は反射的利益にとどまらない強い利害関係を有し法律上保護を受ける立場にあると認定するとともに、弁護側から個別証拠について具体的な開示請求があった場合においても、弊害や合理的理由がない場合には検察官は当該証拠の開示義務を有するという画期的な判断を示した。

周知の通り、わが国では、刑事訴訟法上、検察官手持ち証拠の開示手続について長年にわたり未整備であったところ、裁判員裁判制度の導入に合わせて平成16年によく公判前整理手続が新設され、その中で段階的な開示手続が定められたという経緯がある。しかし、改正法では争点をめぐる開示と類型的な開示が定められただけで、争点化されなかった証拠の開示義務や、開示すべき証拠の開示漏れがあった場合の制裁に関する規定が盛り込まれることがなかった。

そうした中、本判決が同手続の導入とは無関係に、従来の刑訴法(手続法)と検察庁法(組織法)の条項から検察官の公益性を承認するという、従前から学説では批判的に捉えられていた検察官の真実究明義務、あるいは「客観義務」論に通じるアプローチを採用した点も注目に値しよう¹⁾。

二 判決に対する批判

かかる画期的な判決内容に対して、検察官からの反論が早速示されている。玉本将之・局付検事は、①平成16年の刑訴法改正により証拠開示手続が整備される以前は、検察官に対する証拠開示請求権は被告人・弁護人になく、裁判所に個別に証拠開示命令を発動するよう申し出ることができに過ぎず、検察官は裁判所の開示命令に従う義務を負うだけであった、②最高裁判例では検察官の証拠開示義務を求める考え方は否定されてきた、③被告人に有利な証拠の開示についても一般的・抽象的な理念からではなく個別的・具体的に検討しなければ判断し得ない、④現行証拠開示制度でも一般的な証拠開示請求権が被告人・弁護人に与えられておらず、また、検察官にも全面的な証拠開示義務は認められていないし、いかなる事項が争点とされるかということと無関係に検察官に証拠開示義務を認めることは平成16年改正の立法趣旨に合致しないなどとして本判決の前提を批判した²⁾。

三 検察官における証拠開示義務

1 判例

検察官手持ち証拠の「法廷顕出義務」と同様、検察官の法的義務の存在を明示した判例としては、最三小決昭34・12・26(刑集13巻13号3372頁)がある。同決定は、「検察官が公益の代表者として訴訟において裁判所をして真実を発見させるため被告人に有利な証拠をも法廷に顕出することを怠ってはならないことはその国法上の職責である」(下線筆者)として、検察庁法4条を根拠として検察官は法廷顕出義務を負うことを明らかにした。下級審でも例えば、松川事件に関わる付審判請求事件決定(福島地決昭36・6・30下刑集3巻5=6号640頁、裁時333号1頁)は、「本件付審判請求におけるような、被告人の無罪を完全に証明するに足る証拠については検察官はその職務の性格上国法秩序全体の要求するところに鑑み当然に被告人がその証拠の存在を認識し得るような措置をとる義務を負うものと云い得るであろう(憲法第13条、検察庁法第4条、刑事訴訟法第1条参照)。且又論理の必然として検察官は爾後訴訟手続の進行を中止(公訴の取消)すべきであろう。」(下線筆者)として、被告人が無罪方向証拠の存在を覚知できるよう措置をとる義務があったとした。さらに、芦別事件国賠一審判決(札幌地判昭46・12・24判時653号22頁、判タ275号111頁)も、「検察官は公益の代表者として、裁判所に、法の正当な適用を請求する義務(検察庁法第4条)を負担する。したがって、検察官は、自己の収集した証拠をできる限り客観的、合理的に総合評価し、有罪判決を得る合理的な見込みがある場合でなければ、公訴の提起ないしその追行をなすべきでないのであって、いやしくも、右手持ち証拠のうち、自己に有利なもののみをことさら過当に評価し、あるいは被告人に有利なものをことさら過少に評価して、恣意的な心証に基づく公訴の提起、追行をしてはならない。もしも、検察官が右のような義務に違反し、手持ち証拠のうち自己に有利なもののみを法廷に提出し、そうでないものはこれを秘匿したまま公訴を追行したとすれば、とうてい裁判所による正当な法の適用は、期待されえなくなるであろう。〔中略〕検察官が、手持ちの全証拠を客観的、合理的に評価すれば、公訴の提起、追行をなすべきでないと思われる場合に、それにも拘らず、被告人に利益なものを、ことさら秘匿

して公訴を提起、追行したとすれば、その後の証拠の不提出等の個々の訴訟行為の違法性を論ずるまでもなく、以後の一切の行為は全体として違法性を帯びると解するのが相当である。以上の点はいわゆる証拠開示義務以前の問題である。」(下線筆者)として被告人に利益な証拠を開示・未提出のままにした点に違法性を認めている。

2 開示義務論

布川事件当時の学説は、検察官の証拠開示義務について賛否が分かれていた。しかし例えば青柳教授は、検察官は被告人に有利な証拠を公判廷に顕出する義務を負うとして、上記34年判例を引用して、「何れも国法上の義務であって直ちに訴訟手続の法令違反とはならないが、著しい国法上の違反が訴訟法違反として反映することは起る。検察官は原告官ではあるが当事者の一方であるとの意識の過剰は、殊に当事者主義の強調される訴訟法の下において戒められなければならない。検察官は公益の代表者であるということこそ殊に強調される必要がある」³⁾として無罪方向証拠の法廷顕出義務が検察官に存するとしていた。

また、検察官教育のスタンダードともいえるべき司法研修所検察教官室『検察講義案』も布川事件確定審当時の「昭和45年版」215頁以下において、「公益の代表者であるから、被告人側に有利な証拠であって、これが真実の発見に役立つと認める限り、積極的にその取調を請求すべき」であるとして、同様の義務を承認している。

さらに、検察庁法に関しておそらく最もメジャーな解説書と思われる伊藤栄樹『検察庁法逐条解説』(良書普及会、昭和38年)も、検察庁法4条を解説するに当たって、検察官は政策的公益に先行する法の正当な確保を優先することを職務とすると指摘し、前述34年判例を挙げて、「被告人に有利な証拠をも法廷に顕出することを怠ってはならないことはその国法上の職責である」との文言を引用している。

3 検討

(1) 学説史

他方、これまで学説では、以上のような公益の代表者論を根拠とする被告人に有利な証拠の開示義務・法廷顕出義務説に対して概ね批判的であった。それは、証拠開示に関して検察官の義務論に

基づいた理論構成は検察官客観義務論ないし準司法官論に繋がるアプローチであるとして、当事者主義・弾劾主義的な捜査・訴訟構造論をモデルとする学界において克服すべきものと捉えられていたからに他ならない⁴⁾。その代表的な論者であった故・田宮裕教授は、証拠開示の問題を検察任せにしてしまう恐れがあること、検察官を準司法官とみる考え方に繋がり客観的な存在という見方を固定してしまうこと、捜査構造論との関連でも疑問があることなどを理由に批判されていた⁵⁾。

こうした批判がその後の学界の当事者主義的アプローチを主導する結果となるのだが、故・田宮教授が展開されたデュ・プロセス論は裁判所の役割論にその中心が置かれていたためか、比較法的に重要と思われる検察官の無実方向証拠開示義務に関する1963年の米国最高裁判例(Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963))を紹介していない⁶⁾。これは大変奇妙であり、被告人のデュ・プロセス保障のための証拠開示義務論が展開されなかったことは不自然な感が否めない⁷⁾。

(2) こんにちの検察官論

他方で、国家賠償請求ではストレートに国側の故意過失が問われ、その違法性を争う際には必然的に検察官の義務を確定させることによって得べき権利利益が侵害されたと主張される。だからこそ、本件においては、正面から検察官の証拠顕出義務が争われることとなったのである⁸⁾。

もっとも、検察官の各種の義務論は消滅したわけではない。こんにち、それは姿を変え、実務法曹の大きな課題となっている⁹⁾。郵便不正事件を契機として検察のあり方に大きな変革が求められた際、わが国ではそれまで策定されることのなかった検察官倫理の成文化によりやく手がつけられるようになった¹⁰⁾。また法科大学院教育で法曹倫理科目が必修とされた結果、検察官倫理が教授されることとなった。そのシラバス中にかつての客観義務論や準司法官論に近い内容が盛り込まれていることは大変興味深い。

(3) 再審請求と証拠開示

この点、通常審での検察官の無実方向証拠の法廷顕出義務を認めながらも消極に解した本判決の論旨には一貫性がない。これについては紙幅の関係で論じることができないので別稿を参照されたい¹¹⁾。

●—注

- 1) 客観義務について例えば、坂口裕英「検察官の客観義務論」佐々木＝河上＝田宮編著『刑事訴訟法の理論と実務』(別冊判タ7号、1980年)144頁、川崎英明「検察官の客観義務」『刑事訴訟法の争点〔新版〕』(ジュリ増刊、1991年)28頁等参照。
- 2) 玉本将之「平成16年法律第62号による改正前の刑訴法の下において、検察官は、公判で取調べを請求しない証拠についても、一定の範囲で証拠開示義務を負うとされた事例」研修856号(2019年)19頁。
- 3) 青柳文雄『新訂 刑事訴訟法通論』(立花書房、1962年)95頁。
- 4) 例えば、「当事者主義論としては異質のアプローチ」(川崎英明『現代検察官論』(日本評論社、1997年)22頁)、「(開示義務論ではなく)むしろ被疑者・被告人の防御権の拡充・強化によって、すなわち当事者主義の徹底によってデュ・プロセスの確保が図られるべき」(水谷規男「検察官の専門職責任」森際康友編『法曹の倫理〔2.1版〕』(名古屋大学出版会、2011年)331頁)などと批判される。
- 5) 「刑事手続におけるデュ・プロセス」『刑事訴訟法の基礎知識』(有斐閣、1966年)、「証拠開示問題をめぐって」書研所報21号(1970年)(後に『刑事手続とデュ・プロセス』(有斐閣、1972年)に収録)参照。
- 6) 同上両文献参照。
- 7) プレイディ判決は、証拠開示並びにデュ・プロセスの解釈に関わる最重要判例のひとつである。米国の標準的な刑事手続法の教科書である Joshua Dressler & Alan C. Michaels, UNDERSTANDING CRIMINAL PROCEDURE Fourth Ed. Volume 2: Adjudication (2006) においても証拠開示(Discovery)の章の20頁中、プレイディ判決に関わる記述に実に7頁以上が割かれている。
- 8) 拙稿「証拠開示国賠のススメ」刑弁70号(2012年)148頁(拙著『証拠開示と公正な裁判〔増補版〕』(現代人文社、2016年)収録)参照。
- 9) 拙稿「検察官倫理を考える(上・下)」自正62巻1号(2011年)94頁、2号(2011年)74頁(拙著・前掲注8)収録)参照。
- 10) 「検察の理念」(<http://www.kensatsu.go.jp/content/001152846.pdf> (2019年12月24日閲覧))参照。
- 11) 拙稿「再審請求審における未提出証拠の開示(上・下)」刑弁67号(2011年)171頁、68号(2011年)180頁(拙著・前掲注8)収録)参照。

成城大学教授 指宿 信